



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉銀行
代表者名 取締役頭取 米本 努
(コード番号：8331 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 伊藤 信一
(TEL 043-245-1111)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当行は、2021 年 5 月 10 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当行の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）を導入しております。また、当行は、2024 年 3 月 22 日付「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、当行の対象取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと総称して「本制度」といいます。）を導入しております。そして、当行と株式会社千葉興業銀行（以下「千葉興業銀行」といい、当行と千葉興業銀行を総称して「両行」といいます。）は、本日別途開示しております「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する株式移転計画作成について」に記載のとおり、2026 年 3 月 25 日に両行間で締結した経営統合契約書に基づき、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により 2027 年 4 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）を予定しております。それに伴い、当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、本制度の改定を決議し、当該改定に関する議案を 2026 年 12 月 23 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の目的

当行は、2021 年 6 月 25 日開催の第 115 期定時株主総会において、対象取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、本制度Ⅰにより対象取締役に対する譲渡制限付株式のために支給する金銭債権の総額を年額 140 百万円以内、本制度Ⅰにより発行又は処分される当行の普通株式の総数を年 500,000 株以内とすること等についてご承認いただいております。また、当行は、2024 年 6 月 26 日開催の第 118 期定時株主総会において、本制度Ⅰを一部改定することに加え、役員の報酬と会社業績及

び当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として本制度Ⅱを導入し、本制度により対象取締役に対する譲渡制限付株式のために支給する金銭債権の総額を年額 140 百万円以内、本制度により発行又は処分される当行の普通株式の総数を年 500,000 株以内とすること等についてご承認いただいております。

本臨時株主総会において、千葉興業銀行との株式移転計画の承認に係る議案（以下「本経営統合議案」といいます。）が原案どおり承認可決され、当行が共同持株会社の完全子会社となった後においても、これまでに対象取締役に対して付与した譲渡制限付株式について譲渡制限を引き続いて課すことが、対象取締役に共同持株会社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることになると判断し、以下のとおり本制度の内容について一部改定を行うことといたします。

2. 本制度の改定の概要及び条件

従来の本制度では、合併その他の組織再編等に際して、法人とその対象取締役との間のインセンティブ構造が大幅に変更されることを踏まえ、譲渡制限付株式割当契約の内容として、概要、①本制度Ⅰについては、「譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除」し、その場合、当行が、「譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない譲渡制限株式を当然に無償で取得する」旨の定めを、②本制度Ⅱについては、「譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会決議により、譲渡制限株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する」旨の定めを含めることについてご承認いただいております。

今般の改定は、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式について、本株式移転の効力発生後も引き続き譲渡制限を課すために、上記①及び②の定めそれぞれについて「ただし、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等（以下「組織再編等」という。）において、当行以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に對して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。」との文言を追記し、かつその他必要な改定を行うものであることから、本臨時株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、本臨時株主総会において本制度の改定に係る議案が承認可決された場合、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも当該改定の内容を反映させるべく、当該譲渡制限付株式割当契約に定める方法に従い、所定の手続きを行う予定です。また、当該譲渡制限付株式割当契約に係る当行の契約上の地位及び権利義務については、本臨時株主総会において本経営統合議案が原案ど

おり承認可決された場合、2027 年 4 月 1 日をもって、本株式移転に係る株式移転計画の効力発生により設立される共同持株会社に承継されるものいたします。さらに、本臨時株主総会において本経営統合議案及び本制度の改定に関する議案が承認された場合、共同持株会社においては、同社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

3. その他

以上の改定点の他に、本制度の内容に変更はございません。本制度の内容については、2021 年 5 月 10 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2024 年 3 月 22 日付「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

【米国証券法について】

両行は、本株式移転が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書を S E C に提出することを予定しています。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書 (prospectus) 及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本株式移転を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、両行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、両行に関する情報、本株式移転及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本株式移転について議決権を行使される前に、本株式移転に関連して S E C に提出予定の Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式移転に関連して S E C に提出される全ての書類は、提出後に S E C のホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて提供いたします。送付のお申し込みは、千葉銀行経営企画部 (TEL 043-245-1111) にて承ります。

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の両行の間の経営統合及びその結果に係る将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」若しくはこれらと同様の表現、又は戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両行の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。

両行は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び S E C への届出において両行（又は統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 本株式移転に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本株式移転に必要とされる許認可が得られないこと、又はその他本株式移転の完了の条件が充足されないこと
- 両行に適用される法制度、会計基準又は経営環境の変化が及ぼす影響
- 両行の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本株式移転の遂行に関するその他のリスク